

商業・法人登記のオンライン申請について



ア～ワ A～Z	サービス名	サービス事業者名	電子証明書（発行者）（※）	掲載日
ア行	インターネット版官報(注9)	独立行政法人国立印刷局	SECOM Passport for Member PUB CA8 (セコムトラストシステムズ株式会社)	R5.1.27

9 インターネット版官報は、官報に代わるべき添付書面情報として利用することができます。

お問い合わせ先

登記・供託オンライン申請システムに関する御質問や申請用総合ソフトの操作方法の御質問などは、登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスクにお問い合わせください。

【登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク】

電話番号：050-3786-5797

障害等により上記番号を利用できない場合は、次の連絡先になります。

電話番号：050-3822-2811又は2812

HP アドレス <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>

(公告掲載官報の取得について)

「インターネット版官報」より掲載頁をダウンロードしてご利用下さい。

(官報で検索⇒「インターネット版官報」が表示されます)

HP アドレス <https://kanpou.npb.go.jp/>

(利用可能になる年月日について)

本件は、2023年1月27日で閣議了解されました。

現状、商業登記等でオンライン申請が出来るか否かは、所管する各行政機関と調整いただく事になります。

(インターネット版官報の公開期間)

2023年1月27日以降は直近90日間となります。

(2023年1月26日以前は直近30日間)

(オンライン登記申請について)

ダウンロードした官報は、電子証明書（電子署名及びタイムスタンプ）が有効であることを確認の上利用することになります。

(官報を添付書類で登記申請する場合)

当社では公告掲載官報は今後も郵送します。

登記時には官報原本の提出が求められます。

※官報を紛失されて入手不可能となった場合

下記の条文がありますので、インターネット版官報をCD-ROM等にダウンロードして利用できる可能性があります。

当社には法的権限はありません。可否については申請をされる機関と調整してください。

商業登記法 第十九条の二

一 申請書に添付すべき電磁的記録一

登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているとき、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を当該申請書に添付しなければならない。

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5丁目4番3号

株式会社兵庫県官報販売所

TEL 078-341-0637 FAX 078-382-1275

<http://www.kanpo-ad.com/> office@kanpo-ad.com